

## 「三ない運動」をご存じですか？

「三ない運動」とは、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指すための次の3つのことを指します。

政治家の寄付は禁止(贈らない)！

政治家の寄付を求めない！受け取らない！

### 寄付の禁止

#### 1 政治家からの寄付禁止

選挙の有無にかかわらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄付になるので、注意してください。

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合は、罰則が適用されない場合があります。

#### 2 後援団体からの寄付禁止

政治家の後援団体(後援会など)が行う寄付も、禁止されています。「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄付」は例外とされていますが、この場合も花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前一定期間にされるものは禁止されています。

#### 3 政治家の関係会社などからの寄付禁止

政治家が役職員・構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄付や、政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関して行う寄付も禁止されています。

#### 4 政治家などへの寄付制限

政治家などへの寄付についても、政治資金規正法による制限(量的制限、質的制限など)や国、地方公共団体と請負などの関係にある人が、それぞれの選挙に関して行う寄付の制限などがあります。

### その他禁止されている行為

「時候のあいさつ」などにも制限があります。政治家が選挙区内の人に年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ(電報も含む)を出すのは、「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。

また、政治家や後援団体が選挙区内の人にあいさつする目的で、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどで有料広告を出すとは処罰されます。このような広告を出すように求めることも禁止されています。

☎ 町選挙管理委員会 ☎ 286 - 3111

## 物価高騰対応重点支援給付金

エネルギー・食料品価格などの高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対し、1世帯当たり7万円を給付します。

#### 対象者①住民税非課税世帯

基準日(令和5年12月1日)において町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分住民税均等割が非課税の世帯(生活保護世帯を含む)

#### 対象者②家計急変世帯

申請時点において町に住民登録があり、令和5年1月～12月の収入が予想せず急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

※DVなどで避難していて、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たす人は、給付金を受給できる場合がありますので、お問い合わせください。

### 給付額

1世帯当たり **7**万円(1回限り)

※①、②の重複受給はできません。

### 申請について

対象者① 対象となる世帯には、1月下旬ごろに関係書類を送付します。

対象者② 町に申請が必要です。必要書類をご案内しますので、問い合わせてください。

申請期限 3月15日(金)

☎ 物価高騰対応重点支援給付金コールセンター

☎ 234 - 6150